

雇用契約書から法定3帳簿まで

就業規則 作成個別相談会

従業員を雇用するとすべての事業主は、労働者のために「労働者名簿」「賃金台帳」「出勤簿」の法定3帳簿を整え保存することが義務づけられています。また、労働者を雇用する際には、使用者が労働者に労働条件を明示することが必要であり、口約束だけではなくきちんとした書面等「雇用契約書や労働条件通知書」を交付する必要があります。皆さまご存知でしたか？

新型コロナウイルス感染症の対策として拡充された雇用調整助成金では、上記書類に加え就業規則の有無がクローズアップされました。今後も事業者支援施策において、「本来、事業主が備えて置くべき書類」の重要度が高まっていくと予想されます。

そこで、当所では人材育成事業一環として全ての労務書類の土台となる就業規則の作成を目的とした無料相談会を企画いたしました。経営者の皆さまにはこの機会を活用して事業所の経営基盤を強化し「いざ!!」という時に備えて頂きたいと思っております。お申し込みをお待ちしております。

【相談員】 社会保険労務士久保事務所 久保 一 氏
工藤社会保険労務士中小企業診断士事務所 工藤 洋行 氏

【相談会場】 ①相談者の事業所
②宮古商工会館〔住所:宮古市保久田7番25号 ☎62-3233〕
③久保事務所〔住所:宮古市太田1-4-66 ☎64-6477〕

【申込方法】 ①FAX申込:下段の申込票に記入し63-6131へ送信
②電話申込:宮古商工会議所経営支援課62-3233まで

【相談手順】 ①商工会議所へ申込
②商工会議所職員と書類備付状況など事前ミーティング
③社会保険労務士と相談日を調整 ⇒ ④相談会実施

【備考】 相談時間は1回2時間以内、お一人2回まで申し込み可能です。
相談会の開催期間は、令和4年1月末までを目途とします。

【お問い合わせ】 宮古商工会議所経営支援課 ☎62-3233

事前ミーティング申込票

団体名 _____ この相談に対応する方の氏名 _____ 様

この相談で連絡してよい電話番号 _____ ※ミーティング会場は宮古商工会館

ミーティング希望日時（第3候補まで）

① 月 日 時から ② 月 日 時から ③ 月 日 時から